

令和 7 年度

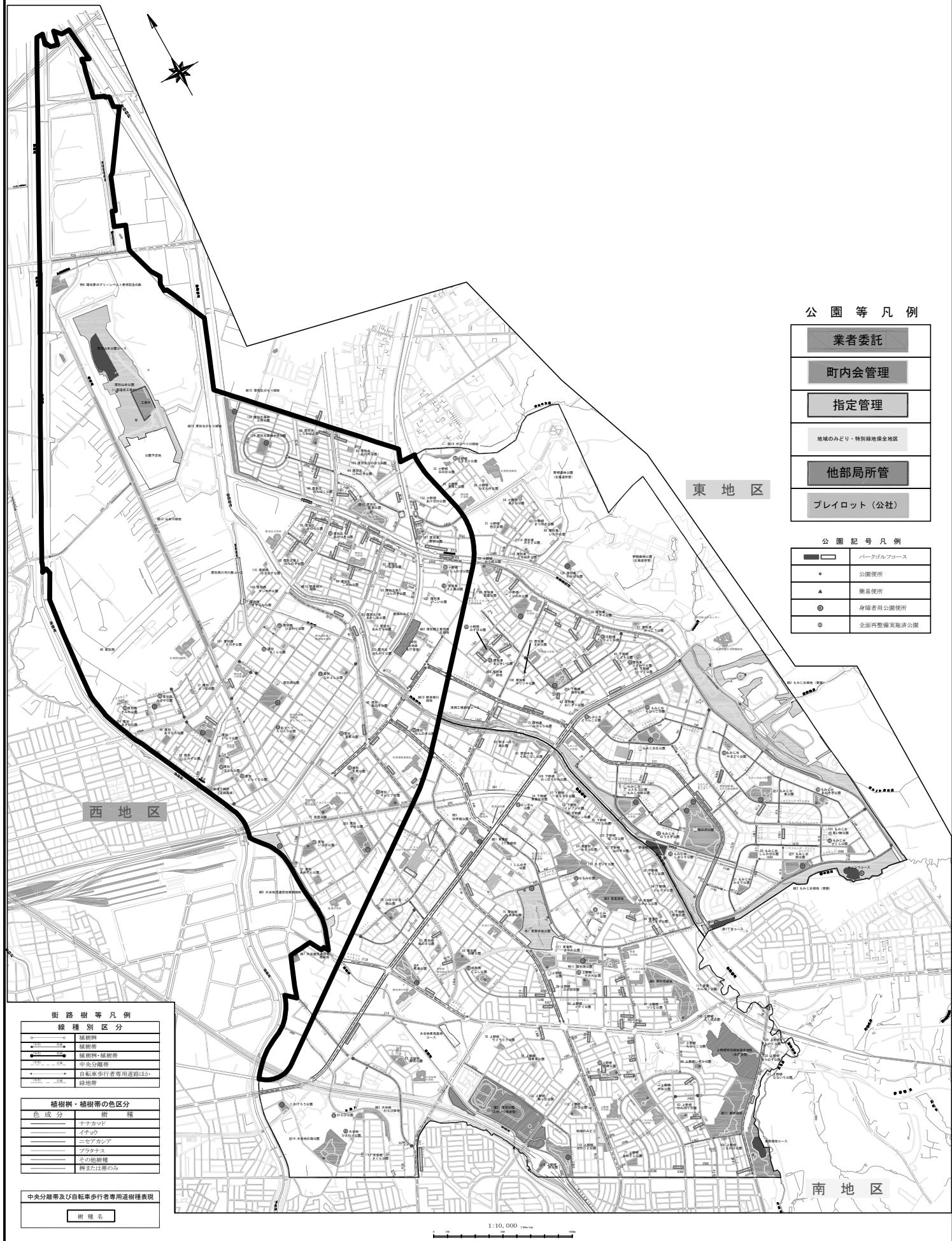
公示用

設計書

業務名 厚別区公園遊器具等維持管理業務(西地区)

札幌市厚別区土木部

# 令和7年度 厚別区公園遊器具等維持管理業務（西地区）



業務名： 厚別区公園遊器具等維持管理業務（西地区）

総委託費 円

一 金 委託業務費 円

内訳

消費税等相当額

円

工事説明

## 1. 業務の概要

1) 遊器具修繕 1式

2) 遊器具点検 1式

3) 遊器具注油 1式

## 2. 業務期間

令和7年4月1日から 令和8年3月31日までとする。

## 3. 仕様書

・札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書及び土木工事共通仕様書による。

・厚別区遊器具等維持管理業務仕様書による。

# 厚別区遊器具等維持管理業務仕様書

## ＜一般編＞

### 1. 適用範囲

札幌市公園緑化関係部局による遊器具等維持管理業務の仕様は本仕様書によるほか、札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書、札幌市土木工事仕様書及び標準図、札幌市造園工事標準図及び参考図によるが、契約書、仕様書等との間に相違がある場合、及び天候その他不可抗力等により業務の遂行が不可となった場合は、受託者は担当職員に確認して指示を受けなければならない。

### 2. 用語の定義

この仕様書において次に掲げる用語は、それぞれの定義による。

- (1) 担当職員とは、業務主任及び副主任である本市の職員をいう。
- (2) 指示とは、担当職員が受託者に対し履行箇所、期間、工法等を示し、業務を実施させることをいう。
- (3) 承諾とは、受託者が担当職員に報告し、担当職員が事前に了解することをいう。
- (4) 完了とは、業務のすべてを終了することをいう。
- (5) 終了とは、業務期間内において部分的に終了することをいう。
- (6) 検査とは、中間、終了及び完了の検査をいう。
- (7) 確認とは、業務委託期間内において、一定期間内の業務の履行の確認をいう。
- (8) 協議とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (9) 現場代理人とは、業務の的確な履行を確保するため、受託者の代理人として業務の運営、取締りを行うほか、履行に関する一切の事項を処理する者をいう。

### 3. 書類

受託者は、指定期日までに関係書類を担当職員に提出しなければならない。

### 4. 業務計画

- (1) 受託者は、担当職員と協議の上、適切な業務計画を立て業務を遂行しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の内容に応じて下記の事項の内容を記載した業務計画書を、着手後すみやかに担当職員に提出するものとする。

ア 作業工程

イ 作業内容、作業手順

ウ 現場組織表（施工体制図）

エ 専門技術者の資格証明書

オ 使用車両

カ 緊急時の体制及び対応

- キ 安全管理計画
- ク 利用を中止した方がよいと判断される遊器具の取扱い、処置方法
- ケ 環境対策
- コ 建設副産物の適正処理計画

## 5. 監督等

- (1) 担当職員は、適正な業務の遂行を図るため、受託者に対して必要に応じた監督を行い、契約の履行を確保するものとする。
- (2) 受託者は担当職員の監督を受け、担当職員から業務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置を行うこと。

## 6. 履行上の義務等

- (1) 受託者は、履行する業務の内容に応じ、現場代理人及び現場における技術上の管理をつかさどる者を定め、これに従事させなければならない。
- (2) 受託者は、現場代理人等を定めたときは、その旨を別紙様式により担当職員へ届け出なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- (3) 受託者は、業務の性質上やむを得ないものとして業務の一部を委託又は請け負わせる第3者について、4 (2) ウに記載して担当職員の承諾を得ること。なお、業務計画書提出後にその必要が判明した場合には、業務協議簿（様式-36）により承諾を得ること。

## 7. 用地の使用等

- (1) 受託者が業務実施のために必要な公共用地を使用する場合は、あらかじめ所定の手続きを取るものとする。
- (2) 受託者が業務実施に必要な私有地を借用し、または買収したときは、その土地の使用により生じた苦情及び紛争は、責任をもって解決しなければならない。

## 8. 作業内容等の変更

作業内容等の変更については、契約約款第8条に基づくものとする。受託者及び担当職員は作業内容等の変更について協議し、変更指示書（様式29）により指示を受けて、変更承諾書（様式34）を提出の上、作業を実施するものとする。

## 9. 用具及び消耗品

業務を遂行するために必要な用具及び消耗品は、特に別途定めるものを除き、受託者が負担すること。

## 10. 支給品

受託者は、支給材料を適正に管理すること。また、業務完了時に数量等を確認し、担当職員へ報告すること。

## **1 1. 業務現場発生品**

業務履行によって生じた発生品は、担当職員の指示に従い整理のうえ、担当職員の指定する場所で引き渡されなければならない。

## **1 2. 産業廃棄物の処理について**

### **(1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の扱い**

受託者は、現場で発生する産業廃棄物が適正に処分されたかを処理業者等と堅密に連絡を取り合いながらマニフェストで確認し、最終処理完了後、業務成果品提出時において、E票又はD票の写しを提出するとともに、原本を提示し、担当職員の確認を受けること（確認後、原本は受託者が引き取り保管すること）。

なお、マニフェストの管理については、紙マニフェストの場合は公益社団法人 全国産業資源循環連合会、電子マニフェストの場合は財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが示す手順によること。

### **(2) 当該業務で発生する木くずは、産業廃棄物であるため、その処理に当たっては、各清掃工場において産業廃棄物管理票（マニフェスト）にて処理すること。**

### **(3) 当該業務で発生する建設副産物の処理方法、処理場所等への処理条件は別表1のとおりとする。**

### **(4) 発生した建設副産物の処理方法、処理場及び処分量に変更が生じた場合は担当職員と協議を行うこと（「2 1. 業務の協議について」参照）。**

### **(5) 北海道循環資源利用促進税（以下「循環税」という）について**

当該業務で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合または、中間処理場に搬入された場合でも、減量化・リサイクル等により残さが発生し、最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので、適正に処理すること。

## **1 3. 業務の検査**

### **(1) 受託者は、業務が終了又は完了したときは、契約書に基づき業務を確認する検査を受けるものとする。**

### **(2) 検査にあたっては、担当職員から指示された必要書類を提出するものとする。**

## **1 4. 事故対応**

### **(1) 受託者は、業務の履行中に事故が発生した場合は、直ちに担当職員に報告するとともに、事故報告書を担当職員にすみやかに提出しなければならない。**

### **(2) 第3者に被害を与えた場合は、その被害者に対して適切・迅速に誠意をもって対応しなければならない。**

### **(3) 遊器具に起因する事故が発生した場合は、上記のほか、担当職員等（公園所管部局の本市職員）の指示により下記のとおり対応すること。**

**ア 担当職員等からの報告を基に、現状把握を行う。**

**イ アを基に、必要に応じて該当する遊器具等の製造業者と協議し、事故原因の究明を早急に**

行い、結果を担当職員等へ報告するとともに、その後の対応について協議する。

ウ 協議結果に基づき担当職員等から指示された事項について、早急に実施する。

エ 業務に係る遊器具の事故で、示談交渉等がある場合に担当職員等から同行の要請があったときはこれに応じ、関係者へ対する説明を補助すること。

(4) 上記（3）の緊急対応について指示があった場合は、連絡を受けてから1日以内に現状把握（現地確認）及び応急措置に着手すること。

## 15. 環境負荷の低減

委託業務の履行にあたっては、札幌市環境方針（令和3年4月1日）に基づき、環境に与える負荷を低減するように努力すること。

（1）電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

（2）ごみ減量及びリサイクルに努めること。

（3）両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。成果品に紙を使用する場合は、古紙100%を使用し、複数ページにわたる場合は、原則として両面印刷とする。

（4）自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。作業員等の人員輸送については、なるべく公共交通機関の利用に努めること。また、車を使用する場合は、乗り合わせを行い必要最小限度にとどめること。

（5）業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

（6）業務に係る用品等は、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

## 16. 諸法規の遵守

受託者は業務の履行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、環境基本法、道路交通法、廃棄物処理及び清掃に関する法律等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

## 17. 官公庁への手続き

（1）業務履行のため必要な関係官庁その他に対する諸手続は、受託者において迅速に処理しなければならない。

（2）関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、すみやかにその旨を担当職員に申し出て協議するものとする。

## 18. 休日又は夜間における業務

業務実施の都合上、休日又は夜間に作業する場合は、あらかじめ担当職員の承諾を得なければ

ならない。

## 19. 保険

- (1) 業務の実施にあたり、一社)日本公園施設業協会が加入している生産物賠償責任保険及び請負賠償責任保険の任意保険、あるいはこれらと同等以上の保険に加入すること。
- (2) 道路交通法の適用を受ける機械の使用にあたっては、自賠責保険と同額以上の任意保険に加入し担当職員の確認を受けなければならない。

## 20. 技能講習

技能講習を受けた者が従事することになっている作業については、特別な場合以外はその者以外の者に作業を行わせてはならない。

## 21. 業務の協議について

委託業務の履行にあたり、指示、承諾、協議等については、業務協議簿（様式－36）を活用すること。

## 22. 国有地（借受地）が含まれる公園での作業について

国有地（借受地）が公園に含まれている場合、その公園内で施設の撤去や更新などを行う際は事前に所有者への届け出が必要であるため、作業内容及び日程等について担当職員の指示を受けること。

国有地（借受地）を含む公園については、別表2のとおり。

## <管理編>

### 1. 履行管理

受託者は、担当職員と協議し適切な履行管理を行うこと。

### 2. 現場管理

- (1) 作業時間は第三者に対する危険防止からも、特に担当職員が認める場合以外、日没後に作業してはならない。
- (2) 特定業務（設備機器等の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。
- (3) 受託者は、土木工事安全施工技術指針を参考に常に業務の安全に留意して現場管理を行うとともに、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針を参考に、業務に伴う騒音振動の発生をできるだけ防止し、生活環境の保全に努めなければならない。
- (4) 機械使用の場合は、機種等は担当職員の承諾を受けること。
- (5) 機械の運転管理に資格が必要な場合は、資格を有することを証明する書類を整理し、担当職員が提出を求めた際にはすみやかに提出できるようにすること。
- (6) 作業中は「作業中」、「注意」の看板等を標示すること。
- (7) 機械の運転中はもちろん、休息中も危険な状態にならないよう、監視員を配置するなどの措置をとり、注意を怠らないこと。
- (8) 作業終了後は、後片づけはもちろん、作業指示区域の周囲を清掃し、ゴミ等はその日のうちに処理すること。
- (9) 作業終了後は、機械その他の工具等を一切置かないこと。
- (10) 受託者は業務現場が隣接し、又は同一場所において別途業務がある場合は、常に相互協調して紛争を起こさないように処置しなければならない。
- (11) 受託者は業務履行中、担当職員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼすなどの行為をしてはならない。
- (12) 受託者は市街地における業務について「建設工事公衆災害防止対策要綱」に準拠し、災害の防止に努めなければならない。
- (13) 豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い、常にこれらに対処できる準備をしておかなければならない。
- (14) 業務中必要な保安措置は、関係法規に従って行わなければならない。
- (15) 受託者は業務の履行にあたり、現場の環境を阻害することのないよう、その保全について十分に注意しなければならない。

### 3. 安全管理

受託者は、業務の履行にあたり事故防止に十分留意しなければならない。

- (1) 受託者は業務着手後、作業員全員の参加により定期的に安全に関する研修・訓練を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該業務の内容に応じた安全・訓練等の具体

- 的な計画を作成し、担当職員に提出すること。また、その実施状況を記録した資料を整備保管し、担当職員から指示があった場合は直ちに提出しなければならない。
- (2) 運転者に対しては、安全運転講習会の開催等により安全運転意識の向上に努めること。また、下請者に対してもその浸透を図ること。なお、業務に関連して発生した交通事故及び悪質な交通違反は、その発生の都度、遅滞なく担当職員に文書により報告すること。
- (3) 一般交通の用に供している道路を業務のために使用する場合は、あらかじめ担当職員及び所管警察署ならびに関係機関と協議しなければならない。また、作業上、一時的に撤去又は移設する交通安全施設は、作業完了後すみやかに復元し担当職員の確認を得なければならない。
- (4) 業務場所付近に児童に関する施設があり、作業中に児童の通行が頻繁にある場合は、当該施設に児童への注意喚起を依頼すること。また、作業区域内に児童が立ち入ろうとした場合は、作業員または誘導員が児童に危険であることを教えるとともに、安全な場所へ誘導すること。
- (5) 業務場所付近に、高齢者または身体障がい者に関する施設があって、高齢者または身体障がい者の通行が頻繁にある場合には、通行に支障のない通路を確保すること。

#### 4. 使用禁止等の措置対応

- (1) 業務中に遊器具の危険要因が発見されたときは、必要に応じて、速やかに応急措置又は使用禁止措置を講じるとともに担当職員に連絡すること。また、その危険箇所及び措置状況写真を後日提出すること。なお、危険要素の判別や措置方法、連絡手順等については、専門技術者の監督のもと業務着手時に決めておくこと。専門技術者は、受託者に籍を置く者で、一社) 日本公園施設業協会認定の公園施設製品安全管理士の資格を有する者とする。
- (2) 遊具の破損等について担当職員の指示があった場合は、速やかに状況を把握し、必要に応じて応急措置又は使用禁止等の措置を講じること。
- (3) 使用禁止措置の判断は、つぎの項目を基本に判断すること。
- ア 通常使用でケガ等の事故を誘発するもの。
- イ 遊具本来の使用ができないもの。
- ウ 使用されることにより遊具本体の損傷が拡大するもの。

#### 5. 写真管理

- (1) 基本文項
- ア 写真の色彩…カラー
- イ 写真の大きさ…L判（8.9×12.7cm）程度を基本とする。
- ウ 提出物…写真帳1部・写真原本1式
- エ 写真帳の様式…A4版（縦）とし、写真及び（3）を記載する。
- オ 写真原本
- （ア）デジタルカメラの場合

- ・ デジタルデータ原本。画像及び撮影条件に係る情報（Exif 情報）に加工・編集を行っていないものとする。
- ・ 公園、施設別の整理（フォルダ分け等）は不要とする。なお、受託者が自主的に行う場合はこれを制限しない。

(1) フィルムカメラの場合

- ・ ネガ原本。加工・編集を行っていないもの。
- ・ 各公園とネガが突合できるよう整理して提出する（詳細方法については、担当職員と協議のこと）。

(2) 撮影項目

ア 遊器具点検

(1) 第1回目点検

- ・ 作業状況：
  - 代表箇所 10 箇所、または担当職員の指示による。
- ・ 判定に関わる写真：
  - ① 劣化判定が c1・c2・d または規準判定で「否」と判定された箇所。
  - ② 上記①に該当する箇所がない施設（劣化で a、b 及び規準で「合」しかない施設）の場合は全景写真。各施設 1 枚。
  - ③ 園名板の写真。各公園 1 枚（上記①・②いずれの場合も同じ。設置公園確認のため）。

(2) 第2回目点検

- ・ 園名板の写真。各公園 1 枚。なお、提出は写真原本のみ（上記（1）オ）とする。

イ 遊器具注油：代表箇所 10 箇所、または担当職員の指示による。

ウ 遊器具修繕：各修繕箇所の着手前・作業状況・完了時。

(3) 写真帳記載事項

- ・ 公園名
- ・ 施設 ID
- ・ 施設名
- ・ 施設の状況【点検のみ】摩耗、腐食等の劣化や規準不適合の内容など
- ・ 判定値【点検のみ】劣化、規準判定値

※ 写真帳は、公園ごと、施設種類ごとに整理し提出することを基本とする。

(4) 留意事項

- ア 写された写真を明確にするため、次の事項を記入した小黒板（ハンディタイプを含む）を必要に応じて写し込むこと。
- 業務名 ○工種 ○撮影月日 ○撮影場所  
 ○立会担当職員名（立会った場合のみ）
- イ 作業状況、寸法等の確認、必要な事項について判別ができる写真であること。撮影方法の詳細については、あらかじめ担当職員と協議するものとする。

- ウ 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。
- エ デジタルカメラにより撮影する場合は、使用前に必ず、カメラ本体の日時設定が正しいか確認を行うこと（Exif情報の誤記防止のため）。

## 6. 業務報告

業務報告書は、前週の月曜日から日曜日までの作業日、作業箇所、作業内容、今週の作業予定及び担当職員からの連絡（指示）を記載のうえ、原則として毎週月曜日に担当職員に提出すること。

## <遊器具修繕編>

- (1) 修繕の方法・時期については、担当職員と協議し実施すること。
- (2) 修繕作業は専門技術者の指導・監督のもと実施すること。なお、専門技術者とは、受託者に籍を置く者のうち、一社)日本公園施設業協会認定の公園施設製品安全管理士の資格を有する者をいう。
- (3) 作業に必要な遣方、その他施業の基準となる仮施設は、受託者が設置し、担当職員の検査を受けること。
- (4) 業務完了後に手直し又は検査を行うことが困難であるような箇所については、担当職員の検査を受けた後でなければ次の作業に着手してはならない。
- (5) 撤去指示のあった遊器具について、状態が良好で再利用が可能な部品・部材があった場合は、担当職員に報告し指示を仰ぐこと。
- (6) 部材交換において、原則として製造者の部材を使用すること。製造者の部材を使用しない場合は、担当職員と協議のうえ、これと同等以上の品質を確保した部材を使用すること。
- (7) 修繕内容の報告は、別紙（管理編5及び6）によること。なお、写真帳は各期末までに提出すること。ただし、担当職員から求められた場合は、すみやかに提出すること。

## <遊器具点検・注油編>

(1) 遊器具点検の実施時期は下記期間を目途に、担当職員と協議を行ない実施すること。

1回目：4月上旬～5月上旬 2回目：9月中旬～10月下旬

(2) 点検、判定及び報告書類作成は専門技術者の指導・監督のもと実施すること。なお、専門技術者とは、受託者に籍を置く者のうち、一社)日本公園施設業協会認定の公園施設製品安全管理士、または公園施設点検管理士の資格を有するものをいう。

(3) 遊器具点検項目は、以下の通りとする。

### ア 劣化点検

- ① 変形：ゆがみ、たわみ
- ② 部分異常：チェーンのねじれ、金具や締め具の変形やゆるみ、詰め物の脱落
- ③ 部材の異常：ひび、破損、さび、腐食・腐朽、劣化、塗料の剥離
- ④ 遊具の異常：欠損、消失、手すりや踏み板などの部材の欠損・消失、金具や締め具などの消失及び可動部分の回転軸やベアリング・軸受け類の磨耗や変形
- ⑤ 周囲の異常：安全領域内における地面の凹凸、危険物の散乱
- ⑥ 木部の異常：腐朽・ひび割れ・さざくれ・欠損・節抜け・磨耗・折れ・ぐらつき・たわみ及び木ねじやボルト等の取付金具周辺部の状態
- ⑦ プラスチック系材料の異常：紫外線による劣化から生じる、欠け、ひび割れ、波うち、湾曲、損傷状態及びFRP材の磨耗による繊維の表面露出、ひび割れ、変形
- ⑧ ブランコの吊り部材のうちロックチェーン又はチェーンの摩耗
- ⑨ ターザンロープ（レールウェイ）の滑車部分、ロープ端末部分の摩耗（分解点検）。
- ⑩ 人研ぎ滑り台のクラック（亀裂幅は問わない）、浮き（打診による異常音）、風化（表面の劣化、荒れ）

### イ 規準点検

次に示す内容について、該当する箇所全てを点検すること。

- ① 施設共通（一般）：ボルト・ナット類による突起がないか
- ② 施設共通（一般）：鋭利な尖端・角・縁がないか
- ③ 施設共通（一般）：落下・転倒が想定される個所に基礎の露出がないか
- ④ 施設共通（安全領域）：くぼみ・石ころなどの障害物がないか
- ⑤ 施設共通（転落・落下）：手すり子の形状
- ⑥ 一方向ぶらんこ（着座部）：スイングクリアランスは350～450mmか
- ⑦ 全方向ぶらんこ（着座部）：スイングクリアランスは400～500mmか
- ⑧ 全方向ぶらんこ（着座部）：着座部が揺れてもスイングクリアランスが変化しない場合は、350～450mmか
- ⑨ 滑台（出発部）：出発部と滑降部との継ぎ目は有害な段差や隙間がないか
- ⑩ ロープウェイ、レールウェイ（滑車部）：指などが容易に滑車に触れることができない

構造となっているか

- ⑪ 年齢表示シールが貼付されているか（1回目点検時のみ）

ウ 積雪状況点検（冬季）

公園ごとに積雪状況を確認し、雪入れにより遊器具等が破損していないか、また破損の恐れがないか点検し、写真帳にまとめて報告すること。

（4） 遊器具点検は、次のとおり判定することとする。

ア 劣化判定（部材ごとに判定する。全部材のうち最低値が当該遊具の劣化判定値となる）

- a ランク：健全であり修繕の必要がない部材
  - b ランク：軽微な劣化（異常）が見られる部材
  - c ランク：
    - ・ c 1：修繕の必要な劣化があるが、使用可能な部材
    - ・ c 2：c 1よりも劣化が進んでおり、使用に耐えない部材。ただし、遊具の使用 자체は可能で、事故に繋がる恐れがないもの。
  - d ランク：著しく劣化した部材、かつ、遊具の使用が事故に繋がる恐れが高いもの。使用禁止措置が必要なもの。
- ※ （3）ア⑧ブランコの吊部材については、残量が目視で概ね初期形状の直径の 60%未満である場合、c 2 ランクとすること。

イ 規準判定

点検項目ごとに、適合する場合は「合」、しない場合は「否」として判定する。

※ その他、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S : 2024」に基づく専門技術者による総括的な状況判断を含む。

ウ 塗装判定

塗装の劣化状態を 4 段階【A（良い）・B（普通）・C（悪い）・D（非常に悪い）】で判定する。

（5） 受託者は点検完了後、以下のとおり点検報告書等を担当職員へ提出する。なお、提出日は点検完了後 14 日以内を基本とするが、担当職員との協議によること。

ア 第1回目点検

- ① 劣化判定・規準判定・塗装判定の結果報告書

業務着手時に配布する本市指定の点検票（Excel ファイル）に入力し、データで提出すること。なお、入力内容は、併せて配布する記載要領による。

- ② 写真帳

作業状況及び劣化、規準不適合箇所等。詳細は＜管理編＞5. 写真管理によること。

- ③ 劣化判定が c 1・c 2・d となった遊具、または規準判定で「否」となった遊具における修繕方法を記載したもの。文書の体裁は任意とする。

イ 第2回目点検

① 公園別の点検日一覧

業務着手時に配布する公園名一覧表に、点検実施日を記載し提出すること。

② 写真原本

点検実施公園の園名板を撮影した写真について、原本を提出する。詳細は＜管理編＞

5. 写真管理によること。

(6) 遊器具注油の対象は、ブランコ類、シーソー、グローブジャングル、スカイロープ等のベアリング部や磨耗部とする。ただし、無給油(オイルレス)製品については適宜(回転不良等が確認できる場合)実施することとする。

(7) 遊器具注油は下記期間を目途に、担当職員と協議し実施すること。

1回目： 4月中旬 2回目： 9月中旬

(8) 遊器具注油は下記により行うこと。

ア 注油に用いる材料（グリス等）は、次のことに留意して選定すること。

① 雨や気温等の気象状況に影響され、垂れ落ちない

② 衣服の付着の洗浄が容易

イ 注油後、遊具に付着している余剰のグリス等は、布でふき取ること。

(別表1)建設副産物の処理方法・処理場及び処理条件

建設副産物分類				処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等
建設発生土等	建設発生土	土砂	埋立	山口処理場	手)手稲山口 364 TEL 681-3337	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘドロ、泥炭、岩塊(粗大なもの)及び場所杭発生土は不可。</li> <li>搬入土量、期間によって捨土均し費用が必要となるので個別に確認すること。</li> <li>許可(届出)により処理料金は無料</li> </ul>
				事前協議先:清掃)処理場管理事務所、東)東苗穂2条2丁目 TEL 783-5314		
		自然石	再生	小橋北豊(株)	南)石山 230 番地 TEL 571-7830	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入条件等については、確認を要する。</li> <li>※小橋北豊:50cm以上は別途小割費必要</li> <li>※札幌リサイクル骨材:玉石に限る。原則50cm未満まで。ただし、受入条件の詳細は事前に確認すること。</li> </ul>
建設廃棄物	産業廃棄物	アスファルトコンクリート塊	中間(破碎) 再生	札幌リサイクル骨材(株)	東)中沼町 45-26 TEL 792-4087	
				東亜道路工業(株)	東)東雁来 5条1丁目 78-1, 90-3 TEL 781-2814	<p>※処理料金有料。</p> <p>※再生アスファルトとして売却。</p> <p>※受け入れ時間、受け入れ量等については各施設へ事前に確認すること。</p> <p>注1)札幌リサイクル骨材(株)は事前打ち合わせによる。カラー舗装受け入れ可。</p>
				世紀東急工業(株)	西)発寒 10 条 14 丁目 1068 番地 3 TEL 669-1234 西)発寒 16 条 12 丁 目 1020 TEL 661-3890	
				道路工業(株)	豊)西岡 521-6 TEL 582-8080	
				札幌中央アスコン (大成ロテック(株))	西)福井 495-2 TEL 662-0718	
				札幌環境 資材センター (新日建設(株))	手)曙 5条5丁目 110番 18号 TEL 684-5488	
				注1)札幌リサイクル 骨材(株)	東)中沼町 45-26 TEL 792-4087	
				石狩アスコン	石狩市新港中央 2 丁 目 757-4 TEL 0133-64-1951	
				道央グリーンアスコン	江別市工栄町 26-6 TEL 011-383-3198	
				エコセンター東札幌	江別市工栄町 6-5 TEL 011-384-1933	
				きたひろアスコン	北広島市西の里 745-6 TEL 011-373-7321	
				サッポロアスコン	北広島市大曲工業団 地 3 丁目 7-3 TEL 011-377-3797	

【別表1】

(別表1)建設副産物の処理方法・処理場及び処理条件

建設副産物分類			処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等
建設廃棄物 産業廃棄物 木くず	コンクリート塊(無筋・有筋)	中間(破碎) 再生	札幌リサイクル骨材(株)	東)中沼町 45-26 TEL 792-4087	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設の選考にあたり運賃費等を考慮の上決定すること。</li> <li>・分別解体により小割りしたもの(コンクリートブロックも可)</li> <li>※RH入りコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊は、札幌リサイクル骨材(株)、札幌環境資材センター、株松原産業にて受入可。</li> <li>小橋北豊(株)、株松原産業はRH入りコンクリート塊の受入可。</li> <li>※再生碎石で売却</li> <li>※世紀東急工業(株)はストック容量 92t 以下のため、搬入の際は事前確認すること。</li> </ul>
			小橋北豊(株)	南)石山 230 番地 TEL 571-7830	
			札幌環境 資材センター (新日建設(株))	手)曙 5 条 5 丁目 110-18 TEL 684-5488	
			(株)松原産業	白)川下 2111-3 TEL 879-6550	
			野田工業(株)	中)盤渓 264 番地 TEL 643-1009	
			世紀東急工業(株)	西)発寒 16 条 12 丁 目 1020-197,198 TEL 661-3890	
	木くず	中間(破碎) 再生	城東運輸(株)	北)拓北 6 番 692 TEL 782-8535	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入条件等については、確認を要する。</li> <li>※燃料チップ</li> </ul>
			札幌市ごみ 資源化工場	北)篠路福移 153 TEL 791-6770	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長さ 2m 程度(セメント付着、タール・防腐剤類塗布物は不可)</li> <li>・生木も可(土砂は落とすこと。毒性のもの草・葉は不可)</li> <li>※RDF に再生</li> </ul>
		中間 焼却	発寒清掃工場	西)発寒 15 条 14 丁 目 2-30 TEL 667-5311	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大辺が 50cm 以下のもの (セメント付着、タール、CCA 防腐剤類塗布物は不可)</li> <li>・丸太木材等は最大径 0.2m 以下</li> </ul>
			駒岡清掃工場	南)真駒内 602-30 TEL 582-9733	
			白石清掃工場	白)東米里 2170-1 TEL 876-1710	
		破碎	発寒破碎工場	西)発寒 15 条 14 丁目 2-30 TEL 667-5311	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大辺が 0.5~2.0m 以下のもの (セメント付着、タール・CCA防腐剤類塗布物は不可)</li> <li>・丸太木材等は最大径 0.2m 以下</li> <li>・剪定枝も受け入れ可能(一週間以上、乾燥させること)</li> </ul>
			篠路破碎工場	北)篠路町福移 153 TEL 791-2516	
			駒岡破碎工場	南)真駒内 602-30 TEL 582-9733	

【別表1】

(別表1)建設副産物の処理方法・処理場及び処理条件

建設副産物分類				処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等		
建設廃棄物	汚泥	中間	再生	オデッサ・テクノス(株)	東)北丘珠1条 3丁目654 TEL 787-1335	・無機性の泥土、脱水ケーキ、泥水等 ※再生土で売却		
				(株)大伸	厚別山本 1064-72 TEL 893-8668			
		脱水(埋立)		(株)公清企業 (エコパーク)	東)中沼町45-23 TEL 792-3770	・有機、無機性 ・受入条件等については、確認を要する。 ※中間処理施設、最終処理(埋立等)は別事業者に委託		
	(発砲プラスチック類)	中間(溶融・固化)	再生	札幌第一清掃(株)	西)發寒10条 12丁目1-1 TEL 611-9291	※再生原料として売却		
				(有)タイセツ	西)發寒16条 13丁目3-30 TEL 664-2811			
				(株)公清企業	東)中沼町45-23 TEL 792-3770			
				(株)マテック	西)發寒12条13丁 目1020-232 TEL 213-7000			
				北清企業(株)	北)篠路町拓北6- 591 TEL 791-1101			
産業廃棄物	(硬質・軟質・塩ビ)	中間(破碎)	焼却・埋立・再生	札幌第一清掃(株)	西)發寒10条 12丁目1-1 TEL 611-9291	※処理後は、焼却後埋立、または再生プラスチックとして売却		
				(株)公清企業	東)中沼町45-23 TEL 792-3770			
				(株)マテック	西)發寒12条13丁 目1020-232 TEL 213-7000			
	廢(スタイロフォーム)			北清企業(株)	北)篠路町拓北6- 591 TEL 791-1101			
				札幌第一清掃(株)	西)發寒10条 12丁目1-1 TEL 611-9291			
				(株)公清企業	東)中沼町45-23 TEL 792-3770			
	がれき	最終	埋立	札幌企業産業(有)	南)簾舞24-1 TEL 596-3644	・コンクリートくず、軽量ブロック、レンガ、モルタル等、土砂も可		

【別表1】

(別表1)建設副産物の処理方法・処理場及び処理条件

建設副産物分類				処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等
建設 産業廃棄物	燃え殻・陶磁器・ガラス・廃石綿等(飛散性アスベスト)	最終	埋立	山口処理場	手)手稻山口 364 TEL 681-3337	・廃石綿等の受け入れにあたっては、事前に環境局環境対策課に大気汚染防止法に基づく届け出を行っておくこと。
	石膏ボード	中間(破碎)	再生	北清企業(株)	東)北丘珠3条 4丁目1-5 TEL 791-1101	・計量できる容器に入れる。(新材のみ) ・計量は10kg単位とする。 ※新築と解体、改修では料金が違うので注意 ※新築(新材)は再生、解体・改修は埋立
				株公清企業	東)中沼町45-57 TEL 792-3770	
	蛍光管類	中間(破碎)	再生	株公清企業	東)中沼町45-23 TEL 792-3770	・電球 ・蛍光ランプ ・水銀ランプ ・ナトリウムランプ(公清企業は不可) ・割らない状態で排出のこと ※蛍光ランプの直管、サークル管は1本約250g ※再生原料の製造 (破碎後に金属、ガラス、水銀にそれぞれ再生)
				札幌第一清掃(株)	西)発寒13条 12丁目1-1 TEL 611-9291	
				北清企業(株)	東)北丘珠3条 4丁目1-5 TEL 791-1101	
	金属くず	中間(選別・破碎)		株鈴木商会	西)発寒15条13丁目 (西営業所) TEL 662-2211	・処理料金及び受入条件等については、各処理施設に確認を要する。 ※付着物は除去しておくこと。買い取り(再生)の場合もあり。
					※東)東雁来町 (東営業所) TEL 875-3540	※東営業所は金属くず(再生)の受け入れ事業所であるため、搬入にあたっては施設と事前に打ち合わせすること。
	混合廃棄物	中間(選別)	焼却・埋立・再生	エコライン(株)	東)東雁来 262-132ほか TEL 874-0570	・処理料金及び受入条件等については、各処理施設に確認を要する。  ・紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、がれき、コンクリートくず、ブロック、陶磁器くず、ガラス等の混合廃棄物の選別  ※選別後は、それぞれの品目を処理できる処分業者に処理を委託し、焼却埋立及び再生
				株公清企業	東)中沼町45-23 TEL 792-3770	
				札幌第一清掃(株)	西)発寒13条 12丁目1-1 TEL 611-9291	
				丸喜運輸(株)	北)篠路町 拓北6-785 TEL 791-1708	
				(有)丸正北海総業	白)東米里2506-2 TEL 875-5644	
				北清企業(株)	北)篠路町拓北 6番地591 TEL 791-1101	

【別表1】

(別表1)建設副産物の処理方法・処理場及び処理条件

建設副産物分類				処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等	
建設廃棄物 産業廃棄物	防水材	中間・最終	埋立	角山開発(株)	江別市角山 425-14 TEL 385-2669	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト防水材は1m未満に切断</li> <li>・アスファルトルーフィングフェルト類は1m未満に切断し空隙の無い状態</li> </ul> <p>※角山開発(株):焼却後、埋立 ※㈱協和環境サービス:直接埋立</p>	
				(株)協和環境サービス	江別市江別太 420 TEL 391-2481		
	非飛散性アスペクト	最終		角山開発(株)	江別市角山 425-14 TEL 385-2669	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿含有産業廃棄物(ビニル床タイル含む)</li> <li>・飛散しないように袋等に詰める</li> </ul> <p>※角山開発(株)は埋立積み替え保管の場合は二次運搬費が必要になるため事前に打合せをすること。</p>	
				(株)協和環境サービス	江別市江別太 420 TEL 391-2481		

【別表1】

(別表2) 国有地(借受地)を含む公園

名 称		借受面積
中央区	中島公園	8,031.12m <sup>2</sup>
	桑園公園	770.28m <sup>2</sup>
	七条公園	708.18m <sup>2</sup>
	南17条つぼみ公園	59.48m <sup>2</sup>
	南23条こぶし公園 ※全地国有地	147.99m <sup>2</sup>
	南16条くりの木公園	388.40m <sup>2</sup>
北区	新琴似二番通公園	846.69m <sup>2</sup>
	北36条とうひ公園	83.98m <sup>2</sup>
	北26条さくら公園	879.27m <sup>2</sup>
	偕楽園緑地	491.94m <sup>2</sup>
	茨戸川緑地	3,161.36m <sup>2</sup>
東区	モエレ沼公園	4,013.39m <sup>2</sup>
	伏古公園	3,487.00m <sup>2</sup>
	北49条ミチル公園	237.97m <sup>2</sup>
	北15条すくらむ公園	486.58m <sup>2</sup>
	栄町レインボーガーデン	760.35m <sup>2</sup>
	丘珠空港緑地(南東地区)	1,302.13m <sup>2</sup>
白石区	丘珠空港緑地(北西・北東)	1,786.99m <sup>2</sup>
	北郷公園 ※全地国有地	47,786.67m <sup>2</sup>
厚別区	もみじ台北公園	8,233.94m <sup>2</sup>
	馬場公園	1,806.98m <sup>2</sup>
	もみじ台緑地	5,145.19m <sup>2</sup>
	青葉緑地	1,181.23m <sup>2</sup>
豊平区	月寒公園	149,598.29m <sup>2</sup>
	西岡公園	296,377.29m <sup>2</sup>
	豊平公園	36,829.64m <sup>2</sup>
	平和公園 ※全地国有地	12,069.33m <sup>2</sup>
	豊中公園 ※全地国有地	4,814.33m <sup>2</sup>
	月寒さくらんぼ公園	1,548.19m <sup>2</sup>
	天神山緑地	1,109.52m <sup>2</sup>
清田区	平岡公園	9,133.00m <sup>2</sup>
南区	藻南公園	104,774.78m <sup>2</sup>
	藻岩下公園	15,272.32m <sup>2</sup>
	川沿公園	8,908.26m <sup>2</sup>
	南こども公園 ※全地国有地	5,969.23m <sup>2</sup>
	簾舞花岡公園	1,779.25m <sup>2</sup>
	簾舞住民広場 ※簾舞花岡神社境内	741.93m <sup>2</sup>
	澄川むつみ公園	995.03m <sup>2</sup>
	南35条みゆき公園	2,182.84m <sup>2</sup>
	南沢あすなろ公園	239.50m <sup>2</sup>
	五天山公園	3,099.99m <sup>2</sup>
西区	農試公園	96,621.74m <sup>2</sup>
	発寒大空公園 ※全地国有地	16,202.24m <sup>2</sup>
	中洲橋公園	4,708.84m <sup>2</sup>
	八軒ルピナス公園	498.04m <sup>2</sup>
	琴似なかよし公園	1,060.25m <sup>2</sup>
手稻区	該当なし	

【別表2】

## 業務協議簿(第回)

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受託者	発議年月日		回答希望日	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 確認				
業務名					

(内容)

---



---



---



---

添付図 葉、その他添付図書( )

発 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日 _____					
	<b>【回答】</b> _____					
理 ・ 回 答	添付図 葉、その他添付図書 【中間】処理・回答日: _____ 【最終】処理・回答日: _____					
	<input type="checkbox"/> 作業内容の変更の対象と <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する。ただし、詳細については別途指示する。					
受 託 者	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日 _____					
	<b>【回答】</b> _____					
添付図 葉、その他添付図書 【中間】処理・回答日: _____ 【最終】処理・回答日: _____						

		係長	業務主任
確認欄	中間時		
	最終時		

		現場代理人	
確認欄	中間時		
	最終時		

## 設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R7年度厚別区公園遊器具等維持管理業務（西地区）	当初		事業区分	公園緑地整備・改修	
						工事区分	遊器具維持管理	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量		数量増減	摘要
	遊器具維持管理			式		1		
	遊器具点検・注油			式		1		
	遊器具点検・注油			式		1		
	遊器具点検・注油			式		1		内-1号
	緊急対応			式		1		
	遊器具修繕			式		1		内-2号
	遊器具修繕			式		1		
	ブランコ			式		1		内-3号
	滑台			式		1		内-4号
	鉄棒・太鼓梯子・山形雲梯			式		1		内-5号
	シーソー			式		1		内-6号
	スプリング遊具・スイング遊具・グローブジヤングル・ターザンロープ			式		1		内-7号

## 設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R7年度厚別区公園遊器具等維持管理業務（西地区）	当初		事業区分	公園緑地整備・改修	
						工事区分	遊器具維持管理	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量		数量増減	摘要
		敷床板・ゴムマット		式		1		内-8号
		ベンチ・縁台・スツール		式		1		内-9号
		園名板・看板類		式		1		内-10号
		車止・水飲台		式		1		内-11号
		木製遊器具		式		1		内-12号
		遊器具共通		式		1		内-13号
		遊具塗装		式		1		内-14号
		遊器具撤去		式		1		
		遊器具撤去		式		1		
		遊器具撤去		式		1		内-15号
		廃棄物処理		式		1		
		廃棄物処理		式		1		内-16号

## 設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R7年度厚別区公園遊器具等維持管理業務（西地区）	当初		事業区分	公園緑地整備・改修	
						工事区分	遊器具維持管理	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量		数量増減	摘要
直接工事費				式	1			
共通仮設費				式	1			
共通仮設費（率計上）				式	1			
純工事費				式	1			
現場管理費				式	1			
工事原価				式	1			
一般管理費等				式	1			
工事価格				式	1			
消費税等相当額				式	1			
工事費計				式	1			

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	遊器具点検・注油	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
遊器具点検・報告書作成	第1回目点検・平均11公園/日	公園	56		単一 1号
遊器具点検・報告書作成	第2回目点検・平均13公園/日	公園	56		単一 2号
ターザンロープ精密点検	スライドボックス、ターンバックルボックス	基	6		単一 3号
レールウェイ精密点検	スライドボックス	基	2		単一 4号
遊器具注油		10箇所	8.6		単一 5号
合 計					

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 2号内訳書	緊急対応	単価適用年月 歩掛け適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
緊急対応出勤(休日)		箇所	0		单一 6号
合 計					

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	プランコ			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
プランコ共通 シャックル 取替	フック, ベアリングシャックル	個	0		單一 7号
プランコ共通 ベアリング, シヤ ックルピン取替	ローラーベアリング, オイルレスベアリング	個	0		單一 8号
大型2人用プランコ 梁取 替	80A	本	0		單一 9号
大型2人用プランコ 支柱 取替	50A, 基礎含	本	0		單一 10号
大型2人用プランコ 蛙又 ソケット取替	80A×50A用, A型ソケット, 三又ソケット	個	0		單一 11号
大型2人用プランコ 吊金 具取替	80A用, ベアリングソケット	個	0		單一 12号
大型2人用プランコ 吊席 取替B	樹脂タイプ座板, カギ, チェーン, タルマ, 腰板	吊	0		單一 13号
大型2人用プランコ ロックエ ーン取替A	フック付, カギ付, S管付	吊	0		單一 14号
大型2人用プランコ ロックエ ーン取替B	フック・タルマ金具付, カギ・腰掛け付金具付, S管・タルマ付	吊	0		單一 15号
大型2人用プランコ ロックエ ーン取替C	ロックチェーンのみ, 18mm	本	0		單一 16号
大型2人用プランコ ロックエ ーン取替D	半駒	本	0		單一 17号
大型2人用プランコ ロックエ ーン修理	曲がり直し	箇所	0		單一 18号

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	プランコ			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
大型2人用プランコ 腰掛 取付金具取替	ダルマ金具, ダルマ, ボルト	個	0		単一 19号
大型2人用プランコ 腰板 取替B	樹脂タイプ座板	枚	0		単一 20号
小型2人用プランコ 梁取 替	50A	本	0		単一 21号
小型2人用プランコ 支柱 取替	40A, 基礎含	本	0		単一 22号
小型2人用プランコ 蛙又 ソケット取替	鋳鉄, 50A×40A用, A型ソケット, 三又ソケット	個	0		単一 23号
小型2人用プランコ 吊金 具取替	鋳鉄, 50A, ベアリングソケット	個	0		単一 24号
小型2人用プランコ 吊席 取替B	樹脂タイプ座板	吊	0		単一 25号
小型2人用プランコ 吊く さり (フック付) 取替	フック付, カギ付, S管付	吊	2		単一 26号
小型2人用プランコ 腰板 取替B (樹脂タイプ座板)	樹脂タイプ座板	枚	0		単一 27号
小型2人用プランコ 吊鎖 修理	鎖切り詰め, 連結リンク	吊	0		単一 28号
プランコ安全柵 脚柱取替	安全柵脚柱	本	0		単一 29号
プランコ安全柵 コーナー (三方)金具取替	安全柵三方エルボ, 横口エルボ	個	0		単一 30号

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	プランコ			単価適用年月 歩掛け適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
プランコ安全柵 エルボ取替	安全柵エルボ	個	0		単一 31号
プランコ安全柵 チーズ取替	安全柵チーズ	個	0		単一 32号
プランコ安全柵 横管取替 A	L=1,600	本	0		単一 33号
プランコ安全柵 横管取替 B	L=5,500・3,600	本	0		単一 34号
合 計					

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 4号内訳書	滑台			単価適用年月 歩掛け適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
滑台共通 滑走面下り口修理A	浮上直し	箇所	0		单一 35号
滑台共通 滑走面下り口修理B	下り口加工, 基礎含	箇所	0		单一 36号
滑台共通 滑走面下り口修理C	基礎据付直し	箇所	0		单一 37号
滑台共通 滑走面底板修理	プラスチックまくれ直し	箇所	0		单一 38号
滑台共通 支柱取替A	(支柱4本型) 基礎付き	本	0		单一 39号
滑台共通 支柱取替B	(单柱型) 基礎付き	本	0		单一 40号
滑台共通 滑走面ステン棒溶接	面底ステン棒溶接	箇所	0		单一 41号
滑台共通 ローラー(ストレート)取替A	φ 34*L450	本	10		单一 42号
滑台共通 ローラー(ストレート)取替B	φ 34*L950	本	0		单一 43号
滑台共通 滑走面側面隙間加工		面	0		单一 44号
中型滑台 踊場取替（新型）		基	0		单一 45号
中型滑台 踊場縞鋼板取替		基	0		单一 46号

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 4号内訳書	滑台			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
中型滑台 階段セット取替 (新型)		組	0		単一 47号
中型滑台 手摺取替		組	0		単一 48号
中型滑台 滑走面取替A	プラスチック張, 3m内外	面	0		単一 49号
中型滑台 滑走面取替B	ステンレス張, 3m内外	面	0		単一 50号
中型滑台 滑走面取替C	F R P, 3m内外	面	0		単一 51号
中型滑台 滑走面底板張替 A	プラスチック張, 3m内外	面	0		単一 52号
中型滑台 滑走面底板張替 B	ステンレス張, 3m内外	面	0		単一 53号
中型滑台 滑走面修理A	フレーム取替	面	0		単一 54号
中型滑台 滑走面修理B	側面取替	面	0		単一 55号
中型滑台 滑走面修理C	曲り直し	面	0		単一 56号
大一流型滑台 踊場取替		基	0		単一 57号
大一流型滑台 踊場縞鋼板 取替		基	1		単一 58号

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 4号内訳書	滑台			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
放射型滑台 踊場取替	放射型滑台	基	0		单一 59号
放射型滑台 踊場縞鋼板取替	放射型滑台	基	0		单一 60号
大一流型滑台 階段セット取替（新型）		組	0		单一 61号
大一流・放射型滑台 手摺取替		組	0		单一 62号
大一流・放射型滑台 滑走面取替A	プラスチック張, 4m内外	面	0		单一 63号
大一流・放射型滑台 滑走面取替B	ステンレス張, 4m内外	面	2		单一 64号
大一流・放射型滑台 滑走面取替C	F R P, 4m内外	面	0		单一 65号
大一流・放射型滑台 滑走面底板張替A	カイダックス張, 4m内外	面	0		单一 66号
大一流・放射型滑台 滑走面底板張替B	ステンレス張, 4m内外	面	0		单一 67号
大一流・放射型滑台 滑走面修理A	フレーム取替	面	0		单一 68号
大一流・放射型滑台 滑走面修理B	側面取替	面	0		单一 69号
大一流・放射型滑台 滑走面修理C	曲り直し	面	0		单一 70号

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 4号内訳書	滑台	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-0000002000	2024. 12 2024. 12 1. 000-0000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
合 計					

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	鉄棒・太鼓梯子・山形雲梯			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
鉄棒 端ソケット取替	鋳鉄, サイドソケット, 片袖	個	0		單一 71号
鉄棒 中間ソケット取替	鋳鉄, 簡抜	個	0		單一 72号
鉄棒 バー取替	ジンクロ	本	0		單一 73号
鉄棒 支柱取替（基礎共）	基礎含	本	0		單一 74号
鉄棒 基礎修理	据付直し	本	0		單一 75号
太鼓梯子 センター金具取替	接手	個	0		單一 76号
山形雲梯 中間ソケット取替	センターソケット(山形,三方)	個	0		單一 77号
山形雲梯 端ソケット取替	サイドソケット	個	0		單一 78号
合 計					

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	シーソー			単価適用年月 歩掛け適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
シーソー 梁取替	50A, L型エルボ	本	0		単一 79号
シーソー 端ソケット取替 A	桧板用	個	0		単一 80号
シーソー 端ソケット取替 B	F R P板用	個	0		単一 81号
シーソー 板取替A	桧板用, 金具付	枚	0		単一 82号
シーソー 板取替B	桧板, 板のみ	枚	0		単一 83号
シーソー 板取替C	F R P板用, 金具付	枚	0		単一 84号
シーソー センター金具取 替A	桧板用, クシ金具, キャッシングベット	個	0		単一 85号
シーソー センター金具取 替B	F R P板用, ダルマ・袖	個	0		単一 86号
シーソー ゴムストッパー 取付	ゴムストッパー	個	0		単一 87号
シーソー ゴムストッパー 修理	据付直し	個	0		単一 88号
シーソー 基礎修理	据付直し	基	0		単一 89号
シーソー ハンドル取替		組	0		単一 90号

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	シーソー			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
シーソー 板止カラー位置 直し	据付直し	基	0		單一 91号
シーソー 仕様変更	複列から単列変更	基	0		單一 92号
シーソー 支柱取替	基礎付50A	本	0		單一 93号
合 計					

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書	スプリング遊具・スイング遊具・クローブシヤングル・ターザンロープ	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
スプリング遊具 スプリング取替A	ニット製品	基	0		単一 94号
スプリング遊具 スプリング取替C	コンパン製品	基	0		単一 95号
スプリング遊具 スプリング取付金具取替A	ニット製品	基	0		単一 96号
スプリング遊具 スプリング取付金具取替C	コンパン製品	基	0		単一 97号
スプリング遊具 スプリングベース取替A	ニット製品	基	0		単一 98号
スプリング遊具 ゴム製手摺及び足掛け取付	ゴム製手摺、足掛け	本	0		単一 99号
スプリング遊具 ブルーバー取替(短)	ブルーバー(短)	本	0		単一 100号
スプリング遊具 ブルーバー取替(長)	ブルーバー(長)	本	0		単一 101号
スイング遊具 スイング遊具(上物)交換A	コトブキ製品(アクションコム)	基	0		単一 102号
スイング遊具 スイング遊具(上物)交換B	コトブキ製品(リトルポップ)	基	0		単一 103号
スイング遊具 スイング遊具(上物)交換C	ニット製品(リンク)、ポリエチレンパネル製品	基	0		単一 104号
クローブシャングル 基礎据付直し		基	0		単一 105号

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書	スプリング遊具・スイング遊具・グローブシヤングル・ターザンロープ	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
グローブジャングル 横管 取替	R管,直管	本	0		単一 106号
グローブジャングル 縦管 取替	R管	本	0		単一 107号
グローブジャングル スラ スト板取替	スラスト板	枚	0		単一 108号
ターザンロープ ワイヤー ロープ取替	25m内, φ10~15内, ワイヤークリップ・クッションゴム含む	連	0		単一 109号
ターザンロープ 吊ロープ 取替	吊ロープ	本	0		単一 110号
合 計					

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 8号内訳書	敷床板・ゴムチップマット	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000			
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
敷床板 敷床板設置A	(支給品)	基	0		単一 111号
敷床板 敷床板設置B	(購入品)	基	0		単一 112号
ゴムチップマット設置A	500mm×500mm	基	0		単一 113号
ゴムチップマット設置B	1000mm×1000mm	基	0		単一 114号
合 計					

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	ベンチ・縁台・スツール			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
ベンチ類 腰板取替A	背付ベンチ(ラワン)L=1.2(30×85×1,200) 取付金具含	枚	0		単一 115号
ベンチ類 腰板取替B	背なしベンチ(ラワン)L=1.5(35×90×1,500) 取付金具含	枚	0		単一 116号
ベンチ類 腰板取替C	背付ベンチ(桧)L=1.8(30×85×1,800) 取付金具含	枚	10		単一 117号
ベンチ類 腰板取替D	背なしベンチ(桧)L=1.8(45×50×1,800) 取付金具含	枚	5		単一 118号
ベンチ類 腰板取替E	背付・背なしベンチ(スパルス)共通L=2.0(40×60×2,000) 取付金具含	枚	0		単一 119号
ベンチ類 腰板取替F	L=500mm以下, 取付金具含	枚	10		単一 120号
ベンチ類 腰板取替G	L=700mm以下, 取付金具含	枚	2		単一 121号
ベンチ類 腰板取替H	L=900mm以下, 取付金具含	枚	0		単一 122号
ベンチ類 腰板取替 I	縁台(ラワン)(35×100×1,500)取付金具含	枚	0		単一 123号
ベンチ類 腰板取替 J	L=1.8m以内, 廃プラ再利用タイプ, 取付金具含	枚	8		単一 124号
ベンチ類 腰板取替 K	L=2.4m以内, 廃プラ再利用タイプ, 取付金具含	枚	0		単一 125号
ベンチ類 据付直しA	ベンチ共通	基	0		単一 126号

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	ベンチ・縁台・スツール	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2024. 12 2024. 12 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
ベンチ類 据付直しB	縁台（ラワン）	基	0		単一 127号
ベンチ類 据付直しC	円形・六角スツール	基	0		単一 128号
合 計					

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	園名板・看板類			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2024. 12 2024. 12 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
園名板 板面取替A	札公型A	枚	0		単一 129号
園名板 板面取替B	札公型B	枚	0		単一 130号
園名板 脚柱取替A	札公型A（基礎再利用型）	基	0		単一 131号
園名板 脚柱取替B	札公型B（基礎再利用型）	基	0		単一 132号
園名板 ガイダック板取替	札公型	枚	0		単一 133号
園名板 裏面鉄板取替	札公型	枚	0		単一 134号
園名板 ポリカーボネートカバー取替	札公型	枚	0		単一 135号
園名板 脚柱倒れ直し	札公型	基	0		単一 136号
園名板 基礎据付直し	札公型	基	0		単一 137号
園名板 園名板取替A	札公型A（基礎再利用型）	基	0		単一 138号
園名板 園名板取替B	札公型B（基礎再利用型）	基	1		単一 139号
園名板 園名板附帯プレート取替	公園管理者名記載用	箇所	0		単一 140号

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	園名板・看板類			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
注意看板 注意看板設置A	ホリカーボネット+カイダック板, 基礎有, 450×600, 文字印刷4色以内	基	0		単一 141号
注意看板 注意看板設置B	ホリカーボネット+カイダック板, 基礎有, 600×900, 文字印刷5色以内	基	0		単一 142号
注意看板 注意看板設置C	亜鉛鋼板+メラミン焼付塗装, 基礎有, 450×600, 文字書込60文字以内	基	0		単一 143号
注意看板 注意看板設置D	亜鉛鋼板+メラミン焼付塗装, 基礎有, 600×900, 文字書込100文字以内	基	0		単一 144号
注意看板 注意看板設置E	亜鉛鋼板+メラミン焼付塗装, 土中建込, 450×600, 文字書込60文字以内	基	0		単一 145号
注意看板 注意看板取替A (板面のみ)	ホリカーボネット+カイダック板, 450×600, 文字印刷4色以内	枚	0		単一 146号
注意看板 注意看板取替B (板面のみ)	ホリカーボネット+カイダック板, 600×900, 文字印刷5色以内	枚	0		単一 147号
注意看板 注意看板取替C (板面のみ)	亜鉛鋼板+メラミン焼付塗装, 450×600, 文字書込60文字以内	枚	2		単一 148号
注意看板 注意看板取替D (板面のみ)	亜鉛鋼板+メラミン焼付塗装, 600×900, 文字書込100文字以内	枚	1		単一 149号
注意看板 注意看板取替E (板面のみ)	亜鉛鋼板+メラミン焼付塗装, 600×450, 文字書込60文字以内	枚	2		単一 150号
注意看板 支柱取替A	基礎共, 450×600用, 2本支柱	本	0		単一 151号
注意看板 支柱取替B	基礎共, 600×900用, 2本支柱	本	0		単一 152号

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	園名板・看板類	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-0000002000			
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
注意看板 支柱取替C	基礎共, 単柱用	本	0		单一 153号
注意看板 基礎据付直し		基	0		单一 154号
合 計					

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 11号内訳書	車止・水飲台			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
車止 車止(上物)取替A	人造石・角型	基	6		単一 155号
車止 車止(上物)取替B	パンダ・ゾウ	基	0		単一 156号
車止 基礎修理	据付直し	基	6		単一 157号
水飲台 グレーチング固定 (フレート式)	(造園工事標準図)	個	0		単一 158号
合 計					

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 12号内訳書	木製遊器具			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
木製遊器具 木製遊具材料 費A	L=3.6m以内, 米梅, 防腐注入・各種加工・塗装込	m3	0.5		単一 159号
木製遊器具 木製遊具材料 費B	L=5.4m以内, 米梅, 防腐注入・各種加工・塗装込	m3	0		単一 160号
木製遊器具 支柱取替手間 A	四阿・ターザンロープ・屋根付施設類	本	0		単一 161号
木製遊器具 支柱取替手間 B	パイプ式遊器具類	本	0		単一 162号
木製遊器具 支柱取替手間 C	ボルト式遊器具類	本	0		単一 163号
木製遊器具 支柱取替手間 D	低支柱, L=1,200	本	0		単一 164号
木製遊器具 梁・桁・横木 取替手間A	受材, ボルト式遊器具類	本	0		単一 165号
木製遊器具 梁・桁・横木 取替手間B	藤棚, パイプ式・ほぞ式遊器具類	本	0		単一 166号
木製遊器具 梁・桁・横木 取替手間C	ターザンロープ, ネット型遊器具類	本	0		単一 167号
木製遊器具 板材取替手間 A	床板, 特殊ベンチ板, 化粧板, 格子類	枚	0		単一 168号
木製遊器具 板材取替手間 B	L=900以内	枚	0		単一 169号
木製遊器具 支柱基礎取替 A	基礎400×400×450	基	0		単一 170号

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 12号内訳書	木製遊器具			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
木製遊器具 支柱基礎取替 B	基礎500×500×550	基	0		単一 171号
木製遊器具 支柱基礎取替 C	基礎500×800×550	基	0		単一 172号
木製遊器具 支柱基礎取替 D	基礎300×300×550	基	0		単一 173号
木製遊器具 支柱基礎取替 E	基礎400×400×550	基	0		単一 174号
木製遊器具 基礎再利用目的掘削	コンクリートブロック穴, 再利用掘削, H=200以上	箇所	0		単一 175号
合 計					

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 13号内訳書	遊器具共通			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
遊器具共通 ボルト・ナット取替A	ベンチ類	箇所	30		単一 176号
遊器具共通 ボルト・ナット取替B	鋼製遊具類	箇所	0		単一 177号
遊器具共通 ボルト・ナット取替C	木製遊具類	箇所	0		単一 178号
遊器具共通 ボルト締付直しA	コンビネーション, 木製遊具類	基	0		単一 179号
遊器具共通 ボルト締付直しB	ベンチ類 (小型遊器具類)	基	0		単一 180号
遊器具共通 鋼管類支柱穴あけ	凍結膨張対応(水抜き穴)	本	0		単一 181号
遊器具共通 鋼管類 部分溶接取替A	32A内×1000mm以内	本	0		単一 182号
遊器具共通 鋼管類 部分溶接取替B	50A内×1000mm以内	本	0		単一 183号
遊器具共通 鋼板類腐食部部分溶接仕上		箇所	0		単一 184号
遊器具共通 F R P部分補修A	割れ200mm内, 穴 φ 20mm内外	箇所	0		単一 185号
遊器具共通 F R P部分補修B	割れ500mm内, 穴 φ 50mm内外	箇所	0		単一 186号
遊器具共通 F R P部分補修C	割れ800mm内, 穴 φ 100mm内外	箇所	0		単一 187号

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 13号内訳書	遊器具共通			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
遊器具共通 鋼管類曲がり 直しA	32A以内	箇所	0		単一 188号
遊器具共通 鋼管類曲がり 直しB	40A以内	箇所	0		単一 189号
遊器具共通 ささくれ落し (表面研磨)仕上A	鋼製遊具類, 素地調整	箇所	0		単一 190号
遊器具共通 ささくれ落し (表面研磨)仕上B	木製遊具類, 素地調整	箇所	0		単一 191号
遊器具共通 吊席(タイヤ 付)取替	吊席(タイヤ付)	吊	0		単一 192号
遊器具共通 吊席(タイヤ のみ)取替	吊タイヤ	個	0		単一 193号
遊器具共通 クレモナロー ア取替A	φ12mm以内×20m以内	本	0		単一 194号
遊器具共通 クレモナロー ブ取替B	φ30mm以内×5m以内	本	0		単一 195号
遊器具共通 ネット補修	φ18~20mm	m2	0		単一 196号
遊器具共通 樹脂部分補修 A	割れ100mm内, 穴 φ20mm内外	箇所	0		単一 197号
遊器具共通 樹脂部分補修 B	割れ200mm内, 穴 φ40mm内外	箇所	0		単一 198号
遊器具共通 樹脂部分補修 C	割れ300mm内	箇所	0		単一 199号

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 13号内訳書	遊器具共通			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
遊器具共通 パテ部分補修	欠け, キズ補修	基	1		単一 200号
遊器具共通 溶接A	亀裂	箇所	3		単一 201号
遊器具共通 溶接B	鋼管32A以下	本	0		単一 202号
遊器具共通 溶接C	鋼管40A以上, サヤ管含む	本	0		単一 203号
遊器具共通 溶接D	キャップ50A以下	個	0		単一 204号
遊器具共通 年齢表示シール貼り付け		枚	0		単一 205号
合 計					

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 14号内訳書	遊具塗装	単価適用年月 歩掛け適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2024.12 2024.12 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
塗装塗替	(鉄部) ポリカレン樹脂系塗装	m2	0		单一 206号
塗装塗替	(木部) 合成樹脂調合ペイント	m2	0		单一 207号
塗装塗替	(コンクリート部) ポリカレン樹脂系塗装	m2	0		单一 208号
合 計					

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 15号内訳書	遊器具撤去			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
遊具撤去A	小型2人用ブランコ	基	0		単一 209号
遊具撤去B	小型2人用ブランコ安全柵(片側)	基	0		単一 210号
遊具撤去C	大型2人用ブランコ	基	0		単一 211号
遊具撤去D	大型2人用ブランコ安全柵(片側)	基	0		単一 212号
遊具撤去E	シーソー	基	0		単一 213号
遊具撤去F	大一流型滑台	基	0		単一 214号
遊具撤去G	放射型滑台	基	0		単一 215号
遊具撤去H	中型滑台	基	0		単一 216号
遊具撤去I	四間鉄棒	基	0		単一 217号
遊具撤去J	三間鉄棒 低・中共通	基	0		単一 218号
遊具撤去K	太鼓梯子	基	0		単一 219号
遊具撤去L	山型雲梯	基	0		単一 220号

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 15号内訳書	遊器具撤去				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2024. 12 2024. 12 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
遊具撤去M	看板類	基	0		单一 221号	
遊具撤去N	ベンチ	基	0		单一 222号	
遊具撤去O	縁台・ラワン	基	0		单一 223号	
遊具撤去 P	縁台・米搾	基	0		单一 224号	
遊具撤去 Q	スツール	基	0		单一 225号	
遊具撤去 R	車止	基	0		单一 226号	
遊具撤去 S	敷床板	基	0		单一 227号	
遊具撤去 T	園名板	基	0		单一 228号	
合 計						

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 16号内訳書	廃棄物処理		単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024.12 2024.12 1.000-00000002000	
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
金属くず処理費	有価金属 公園遊具・ネットフェンス すべての間接費対象外	kg	7.6		
処理費（建設副産物処理） コンクリート塊 再生 昼間 無筋	札幌リサイクル骨材㈱ 産業廃棄物 長、厚50cm未満	t	3		
処理費（建設副産物処理） コンクリート塊 再生 昼間 無筋	札幌環境資材センター㈱ 産業廃棄物 50cm四方以下	t	0		
処理費（建設副産物処理） 軟質プラスチック類 再生	札幌第一清掃㈱（循環税相当額含む）	t	0.5		
処理費（建設副産物処理） 木くず 処理	発寒清掃工場・破碎工場（10%）	t	0		
処理費（建設副産物処理） 木くず 処理	札幌市ごみ資源化工場（10%）	t	0		
処理費（建設副産物処理） 木くず 処理	篠路破碎工場（10%）	t	3		
合 計					

厚別区公園点検及び注油箇所数 数量調書（西地区）

遊 器 具 名		注 油	
	数量(基)	注油箇所数	計
大型2人用ブランコ	0	4	0
大型4人用ブランコ	0	8	0
枝型2人用ブランコ	0	4	0
小型1人用ブランコ	0	4	0
小型2人用ブランコ	0	4	0
小型4人用ブランコ	0	8	0
チエアーブランコ	0	4	0
ニュースカイスクーター	0	8	0
単列シーソー	10	2	20
複列シーソー	0	4	0
ニューシーソー	3	1	3
グローブジャングル	0	1	0
ターザンロープ	6	3	18
レールウェイ	2	1	2
TOTAL			43

①対象	街区公園	45	箇所
	近隣公園	4	箇所
	都市緑地	6	箇所
	地区公園	0	箇所
	特殊公園	1	箇所
	その他	2	箇所
②除外	指定管理	2	箇所
業務対象公園（①-②）		56	箇所

1回当たりの点検公園数 56 箇所

点検回数 2 回

1回当たりの注油箇所数 43 箇所

注油回数 2 回

総箇所数 86 箇所

## 西 地 区 修 繕 箇 所 一 覧

